（先進技術推進室及び国際業務室並びに自動運転戦略官）

第八十八条　技術・環境政策課に、先進技術推進室及び国際業務室並びに自動運転戦略官一人を置く。

２　先進技術推進室は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る先進技術の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（他課及び自動運転戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　先進技術推進室に、室長を置く。

４　国際業務室は、自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること（安全・環境基準課及び自動運転戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

５・６　（略）

（削る）

（削る）

第八十九条～第九十一条　（略）

（環境基準室並びに自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官）

第九十二条　安全・環境基準課に、環境基準室並びに自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官それぞれ一人を置く。

２　環境基準室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　道路運送車両の使用に関する事務のうち環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に係る技術上の基準に関すること。

三　道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上の基準に関すること。

３　環境基準室に室長を置く。

４　自動車基準協定対策官は、車両等の技術規則に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

５　自動車認定協定対策官は、車両等の認定に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）

第九十三条　審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに自動運転技術審査官、型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。

２～５　（略）

６　自動運転技術審査官は、道路運送車両並びに道路運送車両の共通構造部及び装置の型式についての指定その他の証明に関する事務のうち自動運転技術に関すること（型式指定業務指導官及び完成検査業務適正化対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７～10　（略）

（国際業務室並びに自動運転戦略官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官）

第八十九条　技術政策課に、国際業務室並びに自動運転戦略官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官それぞれ一人を置く。

（新設）

２　国際業務室は、自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち技術に関すること（自動運転戦略官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３・４　（略）

５　自動車基準協定対策官は、車両等の技術規則に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（自動運転戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

６　自動車認定協定対策官は、車両等の認定に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（自動運転戦略官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第九十条～第九十二条　（略）

（新設）

（リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官）

第九十三条　審査・リコール課に、リコール監理室及び不具合情報調査推進室並びに型式指定業務指導官、完成検査業務適正化対策官、リコール業務指導官及びユーザー情報企画調整官それぞれ一人を置く。

２～５　（略）

（新設）

６～９　（略）